

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例新旧対照表

新

(職員の配置の基準)

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。

一 三 略

四 支援員 次のとおりとする。

イ 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護

(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号)第二百十六条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護

をいう。第七項及び第八項並びに第二十二條第三項において同じ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第九百九

条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。第七項及び第八項並びに第二十二條第三項において同じ。)

又は指定介護予防特定施設入居者生活介護

(山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十九号)第二百二條第一項に規

旧

(職員の配置の基準)

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。

一 三 略

四 支援員 次のとおりとする。

イ 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、外部サービス

利用型指定特定施設入居者生活介護(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号)第二百三十七條に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第七項

において同じ。)

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十九号)第二百二十五條)に規

定する指定介護予防特定施設入居者生活介護

をいう。第七項及び第八項並びに第二十二條第三項において同じ。
（）の提供を受けていないものをいう。次項第二号イ及び第三項において同じ。）の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 略

五〇七 略

二〇六 略

7 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム

であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。

九〇一 略

(生活相談員の責務)

第二十二條 略

2 略

3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介

定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第七項

において同じ。
（）の提供を受けていないものをいう。次項第二号イ及び第三項において同じ。）の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 略

五〇七 略

二〇六 略

7 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（次項及び第二十二條第三項において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。

九〇一 略

(生活相談員の責務)

第二十二條 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービ

護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであつて、第十二条第一項第三号の生活相談員を置いていないものにあつては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。

ス利用型養護老人ホーム

あつては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。

に